

議事内容

局長	定刻となりましたので、第113回常設審議委員会をはじめさせていただきたいと思います。 それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(会長あいさつ) また本日は、○○委員が新たに常設委員として参加されております。 一言ご挨拶をお願いしたいと思います。
○○委員	(挨拶)
会長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから第113回常設審議委員会を開催いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
局長	本日は、審議委員の総数19名に対し15名の出席となっています。 常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
会長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(前回の審議案件について、資料1により報告)
会長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・2件、農地法第5条・5件を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
会長	また、常設審議委員会運営規程第17条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
会長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、○○市・○○委員と○○市・○○委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
会長	初めに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。

	一括上程しますので、内容については農業会議事務局及び農業委員会事務局から説明をお願いします。
	はじめに、○○農業委員会からの案件について、農業会議事務局からお願いします。
農業会議事務局	(整理番号 4－1について、資料に沿って説明)
会長	次に、○○農業委員会から説明をお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 4－2について、資料に沿って説明)
会長	次に、○○農業委員会からお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 5－1の案件について説明)
会長	次に、○○農業委員会からお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 5－2の案件について説明)
会長	次に、○○農業委員会から2件続けてお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 5－3及び5－4の案件について説明)
会長	次に、○○農業委員会からお願いします。
○○農業委員会	(整理番号 5－5の案件について説明)
会長	ただいま、農地法第4条関係2件、第5条関係5件の案件について、説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
会長	はじめに、農地法第4条関係、○○農業委員会より諮問の○○申請の植林用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	これは、何年位前の植林でしょうか。
農業会議事務局	平成12年頃から植林が始まったと聞いています。

会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の植林用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	参考事項の〇〇教育委員会の文化財係の意見書添付済みということで、具体的にどんな意見が出たか教えていただければ幸いです。
〇〇農業委員会	当該地はその文化財、埋蔵文化財の包蔵地の範囲に含まれていないということで、調査等不要という意見をいただいているます。
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	地目は、田ということで4880m ² ということなんですが、11ページの土地利用計画図を見ると、今回対象の上の部分も同じ方の多分所有で、畑になってるわけですよね。 なおかつ12ページの写真を見ると、これは多分同じようなイメージ、上が畑になってるなら、もう申請地も畑じゃないのかなと。
	なんか造成してあるようなふうに見えてしまうというところで、申請時どうなっていたのかということと。もしそういう畑であるならば、始末書的なものがついてきてたのか否かと、そういったところの情報をいただきたいと思います。
〇〇農業委員会	はい。申請地とその周辺の農地なんですけど、こちらについては、蓮根が作られていました。ということで、蓮根畑です。申請地の外側、つまり今回営農を続けられるところについては、かさ上げをして、今後は

もう畑作物を作るとのことでの届け出をされて、今畑として使われています。

〇〇委員

農地区分の該当事項のところで、中山間地域等に等というのが入っておりますが、それに掛けてあるのかどうかわかりませんが、存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産性の低い、どこが小集団なのかなということがよくわかりません。

そして、周辺のほかの土地に立地することが困難な場合は許可しうるというところ、全て私の感覚ではよくわかりません。

で、そこでですね、どういうこの現状、写真の方の現状を見ましても、その素晴らしい農地だと思うんですよ。

で、ここが、転用申請のところ。申請地は県道付近で、交通の便がよく、住環境が良いことから住宅地に適地と判断し転用申請されたものっていう、これも事ありきで話の進んでいるように思われる。

これは、ここはもうこの写真で見る限りでは非常に優良な農地ではないかというふうに見えますけれども、そして、この素晴らしい農地のような形をしているところを、この鍵型っていうか、なんか変な形に切ってしなければならなかつたのかなっていう風なことが疑問に思います。

〇〇町の〇〇で中山間地ということ。それは今日も市役所でも調べ、私も調べましたけども、こういう文言になるっていうことで、うちの事務方はそういうふうな説明をしましたが、どうもこの説明でしか文言ができないんでしょうかね。

いかがでしょうか。

〇〇農業委員会

県道付近でというのは、12ページのカラー写真ですね、右側のところに大きな道がありますけど、そちらが県道になります。

それで、あとはですね、優良農地というお答えにはですね、申請地と、すぐ北の、ちょっとグレーに見えるところなんんですけど、ここは圃場整備がされていない白地になっております。

で、周辺の緑の色になっているところが圃場整備された青地ということになります。

それで、広がりも見ましたところ、こちらについては10haなくて、おおむね6ha位の広さになっております。

で、中山間地については、こちらの方は、2種農地を選ぶときには、この中山間地等という言葉を持っている許可基準の方を選ばせていただいているところです。

〇〇委員

私もちょっと文言の件でお尋ねしたかと思いましたけど、この参考事項の中にですね、水路にかかる法定外公共物占用許可申請って書いていますが、それで、法定内はどういうものか。公共物占用許可について、理解に苦しんだので、教えてください。

〇〇農業委員会

はい。で、法定外についてなんですけど、こちらは、排水をされるために道路に暗渠管をされたりですね、それと排水管をですね、水路の上に出すということで、占用許可とですね、設置許可というふうになっております。

法定外については、水路、雨水排水のために水路と道路に通すために許可の申請をされているところです。

会長

他にございませんか。今ですね、私の事務局の方ですけど、農地区分についての質問が出てきましたけど、農地区分については、市町によっての見解があると思います。

私のところは中山間地というのはなかなか言葉にちょっとそぐわないかなという気はしますけど、基準には達していますので、その点はご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

会長

ほかにございませんか、
質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

会長

全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

会長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

13ページの排水計画について、雨水は、水路及び沈砂池を経由し、暗渠管を通って、市道、側溝へ放流するという風に記載があります。

15ページの地図で言うところの、多分下の四角いのが、沈砂池ですかね。まずはその点を確認したい。

要は、かなり広い面積で、ここだけで対応できて、この沈砂池から、その下、右下辺りの市道の側溝の方に放流という風に書いてあるんですけど、それで十分対応ができるのか。大雨とか降った時に対応ができるのかなというところがちょっと心配で、そこら辺の説明をちょっとお願ひしたいと思います。

〇〇農業委員会

まず、沈砂池につきましては、下の四角で囲んであるとこが沈砂池となっております。

あと、最終的な排水計画が市道、側溝に流れるような形になっているんですけど、その排水のシミュレーションをつけてもらっていて、大雨の時でも対応できるような水路で、既存の水路付け替えになるんですか

	ど、その大雨とかが降っても水路が耐久できるような水路に付け替えでされるような計画になっております。
○○委員	今○○委員からもご質問がありましたけれども、この沈砂池が対応できる雨量というのはどれくらいの雨量を想定されていますか。
○○農業委員会	1.6ha 位の集水面積がありますので、そこでこう、水とかは流れるような形になるのかなっては思っています。
○○委員	うん、それは水は流れる。 今これだけの集中豪雨とかですよ、あって、時間 200 ミリ、○○でも時間 200 ミリ、100 ミリ降った時に、これで対応が可能ですか。という質問です。
	この形状からして、いっぺんにここに集まった時の対応、その下流域への災害ということに対しては、よくよく考えられた方がよろしいのではないかというふうに思います。
○○委員	太陽光発電の場合には流水係数、これは土壌浸透のことを考えておられると思いますけれども、構造物をつくった場合と比べてどれぐらいの、降った雨のどれぐらいが流れしていく計算になますか。
	ただ、もう太陽光発電の場合には、下が土なので、ほとんど染み込みますという計算なのか何なのか。
会長	今の質問ですね、雨量、数量が、農業委員会として本日はっきり答えることができないということであれば、後日報告でしてもらえば良いので、その点よろしくお願いします。
○○委員	面積が○○という面積、なお、パネルが○○枚という大量な量ですが、使用済み後の産業廃棄物としての処理についてお聞きします。嬉野市では新たに条例とか作って業者さんにその後の処理について責任を持つようにという、設置する際に指導したりしてるんですけど、伊万里市の方はどんな状況ですか、教えてください。
○○農業委員会	○○につきましても、13 ページに再生可能エネルギー発電事業届出っていうのがあるんですけど、これは○○の環境課の方で条例を作って対応している形になっております。 使用後のパネルの廃棄ですね、そこら辺の方もしっかり指導することとされています。
○○委員	通常の管理はどうされるのか。例えば、下が防草シートなのか、それとも草そのものなのかを教えてください。

○○農業委員会	下に関してはもうそのままになっております。コンクリートとかにするという計画ではありませんが、3ヶ月に1回程度、パネルに問題がないとか周辺に問題がないとか、現実確認をされる計画になっております。
○○委員	では、時々、草刈りをされるということですね。
○○農業委員会 会長	そのような形になっております。 他にございませんか。今まで太陽光に対してはいくつかも案件はございました。 最近のように大雨が降ると、水害が出る可能性が多いと思いますので、その点はですね、事業者さんの方にも十分な注意を農業委員会から伝えいただきたいと思います。
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	一番下の方に、土地改良区はあるんですが、地区に生産組合なしという表現がありますけど、こちら辺の農地等の対策、対応というのは生産組合がなくてなされてるという理解でいいんでしょうか、お尋ねします。
○○農業委員会 会長	ご質問の通り、生産組合なしで維持管理をされているところです。 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の駐車場への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	<p>今回、申請はおそらくトラックとかの駐車場だと思うんですけど、ちょっと確認したい点があります。ここはあくまで駐車だけなのか、洗車とかをこの場所で行われるのかどうかっていうところをちょっとお聞きしたい。</p> <p>要は、その排水が、やっぱり水路の方に行って、これ28ページの地図見ると、多分、おそらく下の方の田んぼの方に、水路が繋がっているところに多分流れしていくのではないかなと思って、そこ辺の影響が出るのか否かというところを確認したいです。</p>
〇〇農業委員会	今回、駐車場にて洗車をするかどうかということについては、申請者の方に確認は取れてなかったんですけども、おそらく今回は駐車スペースとしての申請になっているので、そこは確認をさせていただいて、またご報告をさせていただければと思います。
〇〇委員	そうですね、地元の方の、生産組合長の排水同意書もついてるということですけど、多分そこら辺まで確認されたかどうかというのがちょっと疑問なところは確かにありますんで、そこはしっかり確認はしていただいた方がいいと思います。
〇〇農業委員会	わかりました。確認させていただきます。
〇〇委員	水の流れは、この例えれば26ページの地図からすれば、多分上から下、上の方が多分山沿いなんで、多分下、この図で言うなら下の方に行くようなイメージでいいんですよね。
〇〇農業委員会	南の方に。はい、下っていくようなイメージで大丈夫です
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

会長	以上、本日意見を求められた 農地法第4条関係2件、第5条関係5件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
会長	続きまして、その他の項目に移ります。 令和7年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書（案）について、農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により事務局説明)
会長	続きまして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料3により事務局説明)
会長	ただいま、事務局から説明がありました。 皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	国の米の施策について、増産に舵を切る方向性が示された所。このような時期に何かひとつ入れられないかと思って、皆さんのご意見をお聞きしたい。
農業委員会事務局	ご要望等については、市町と話をして、どういった形で入れ込んだ方がいいのか検討させていただきたいと思います。
会長	ほかに、皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 事務局ほかにありますか。
会長	他にないようでございますので、以上をもちまして、第113回常設審議委員会を終了いたします。 本日は、お疲れさまでした。
	次回は9月16日(火)、佐賀総合庁舎にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。